

答 申 書  
( 答 申 第 251 号 )  
平成 29 年 11 月 17 日

---

1 審査会の結論

再生資源利用実施書を一部開示としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨  
省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、「工事の成果品である様式 1 の再生資源利用実施書—建設資材搬入工事用に係る公文書で、オホーツク総合振興局管内の請負者から提出のあったもののうち、その他建設資材の碎石欄に数量の記載があるもので、平成 23, 24, 25, 26, 27 年度の再生資源利用実施書。」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、本件公文書の一部が北海道情報公開条例（平成 10 年北海道条例第 28 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項第 1 号（以下「1 号情報」という。）に規定する非開示情報又は同項第 2 号に規定する非開示情報（以下「2 号情報」という。）に該当するとして、平成 29 年 1 月 26 日付けオ網建行第 1453 号で一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は本件処分について、1 号情報に係る非開示部分については争わないが、2 号情報で非開示とした部分について、条例第 11 条で規定する「公益上必要があると認められる場合」と比較衡量する審査を行い、一部開示決定処分を取り消し、開示決定処分に変更することを求めていることから、2 号情報に係る非開示部分の処分の妥当性について判断する。

(3) 2 号情報の該当性について

ア 条例第 10 条第 1 項第 2 号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものを非開示情報として定めている。

イ 実施機関は、本件公文書に記録されている情報のうち、「特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用」は請負会社が請負金額のうち廃棄物の再資源化に係る費用を具体的に記載したものであり、「再生資材の供給元施設」及び「再生資材の供給元場所住所」欄は、民間同士の契約上で、再生資材の供給元を特定し、請負会社と供給元となる施設間の再生資材の名称、利用量及び利用率を明らかにしたものであり、これらは営業上の事項に関する情報と認められることから、法人の競争上の地位又は事業運営上の地位が不当に損なわれるため、2 号情報に該当すると主張する。

ウ 本件公文書は専ら建設リサイクルの促進のため、建設資材を搬入する建設工事において、再生材の使用割合等のリサイクルの実施状況を把握することを目的としている。

また、本件公文書はオホーツク総合振興局網走建設管理部が発注した工事に関して、請負会社が北海道建設部土木工事共通仕様書に基づき提出したものであって、あらかじめ作成した再生資源利用計画の実施状況を記録したものであると認められる。

その中には、建設資材、利用量、再生資材の供給元施設、工事等の名称、供給元種類、施工条件内容、再生資材の供給元場所住所、再生資材の名称、再生資材利用量及び再生資源利用率が記載されており、再生資材の供給元施設、工事等の名称及び再生資材の供給元場所住所に記載されている情報は、請負会社に係る契約に関する内容であり、これらは営業上の事項に関する情報であると認められる。

本件公文書は、供給元施設が供給した再生資材の種類及び数量が具体的に記載されており、これが明らかになることにより、販売数量、単価を元に取り金額を推計することが可能となり、競合他社に価格交渉の資料として用いられる可能性があると考えられる。

したがって、本件処分において2号情報に該当するとして非開示とした情報は、法人の営業上の事項に関する情報であり、これを開示することにより、競争上又は事業運営上の地位が不当に損なわれると認められることから、2号情報に該当するものと判断する。

また、請求人は、違法な事業活動を行っている法人については、2号情報として保護される事業者には該当しない旨主張する。

しかしながら、2号情報の該当性については、開示請求内容が条例第10条第1項第2号の各要件に該当するか否かによってのみ決定されるものであり、法人又は事業を営む個人の事業活動が違法であるかどうかは、開示、非開示の判断に影響を与えるものではない。

なお、当審査会は条例に基づく開示決定等に係る処分の妥当性について実施機関の諮問に応じて答申をするものであり、対象公文書に記載されている法人が違法な事業活動等を行っているかを判断し得るものではない。

したがって、請求人の主張を採用することはできない。

#### (4) 条例第11条の該当性について

ア 請求人は、本件非開示部分の情報については、廃生コンクリート汚泥により土壌汚染が進行し、環境が悪化することにより、周辺住民の生命、健康が脅かされることから、これを保護するための情報であり、公にすることが必要な情報であって、条例第11条に該当すると主張する。

イ 条例第11条は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、当該情報を開示することが人の生命、身体、健康又は生活の保護のため公益上必要があると認めるときは、当該公文書に係る公文書の開示をするものと定めている。

本条の適用に当たっては、非開示情報の規定によって保護される利益と人の生命、身体、健康又は生活の保護という公益上の必要性とを個別、具体的に比較衡量し、判断すべきものと解される。

ウ 当審査会としては、本件非開示部分が2号情報に該当するとして非開示としたことは上記(3)において判断したとおりである。

また、本件公文書は再生リサイクルに係る資材の供給元施設との契約上の内容であり、当審査会において、本件非開示部分を見分したところ、人の生命、身体、健康又は生活の保護のため、公益上開示すべき必要性が認められる情報が含まれているとは認められない。

そのため、情報公開制度により本件公文書を公にすることに、これを非開示とすることにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとまでは認められない。

したがって、本件公文書について、条例第11条に規定されている公益上の開示の必要性があるとは認められないものと判断する。

#### (5) 公文書の処分変更について

さらに、請求人は「審査会は平成27年6月18日付け答申第198号において、再生資源利用実施書は条例第11条にはあらず非開示妥当としているが、今回の開示決定(平成29年1月26日付けオ網建行第1453号)においては、一部開示となった。自らの過ちを認める行為で北海道の処分及び審査会の答申は出鱈目である」と主張している。

しかし、前回、非開示とした公文書は特定の事業者の名を上げ、その事業者が再生資源の供給元施設となっているものを開示請求しており、公文書を開示することが、すなわち、特定の再生資源の供給元施設の営業上の事項を開示することになるものであり、非開示が妥当と判断したものである。

今回の開示請求は、供給元施設の指定は無く、「平成 23～27 年度の再生資源利用実施書」の開示請求を行ったものであり、全体を非開示にする必要がないことから一部開示決定処分としたものである。

(6) 請求人のその他の主張について

請求人のその他の主張は、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成 29 年 5 月 17 日	○ 諮問書の受理（諮問番号556） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書、反論書資料の写し⑧対象公文書の写し）の提出
平成29年 5 月 26 日	○ 本件諮問事案の審議を第三部会に付託
平成29年 7 月 12 日	○ 審査請求人から意見書の提出
平成29年 7 月 25 日 （第三部会）	○ 審査請求人の意見陳述 ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成29年 8 月 28 日 （第三部会）	○ 答申案骨子審議
平成29年11月 1 日 （第92回審査会）	○ 答申案審議
平成29年11月17日	○ 答申